

議案第 108 号

つくば市附属機関の設置等に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

第 2 条 別表第 1 の執行機関等の欄に掲げる機関の附属機関として、同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、別表第 2 の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を置く。

(所掌事務)

第 3 条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第 1 及び別表第 2 の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関を組織する委員（以下「委員」という。）（次項に規定する臨時委員を除く。）の定数は、それぞれ別表第1及び別表第2の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

3 前2項の委員は、それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関等（地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関及び公営企業管理者をいう。以下同じ。）が適当と認める者のうちから、当該執行機関等が任命する。

（任期）

第5条 委員（臨時委員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該任命を解かれたものとみなす。

（守秘義務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（部会等）

第7条 特定又は専門の事項について調査審議するため、附属機関に部会その他これに類する組織（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に別表第1又は別表第2に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、第4条第3項の規定により当該別表第1又は別表第2に掲げる附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、当該任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての残任期間と同一の期間とする。

（つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表大規模事業評価委員会の委員の項の次に次のように加える。

名誉市民候補者選考委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
-----------------	-----------	--------

別表政治倫理審査会の委員の項の次に次のように加える。

入札監視委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
受託者の選定に係る委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
指定管理者候補者選定委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業審査委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員

別表建設工事適正化対策審議会の委員の項の次に次のように加える。

アイラブつくばまちづくり補助事業審査会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
------------------------	-----------	--------

委員		
----	--	--

別表社会福祉審議会の委員の項の次に次のように加える。

福祉有償運送運営協議会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
地域密着型サービス等運営委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
地域密着型サービス事業者等選定委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
老人ホーム入所判定委員会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
地域包括支援センター運営協議会の委員	日額 8,000円	一般職の職員

別表子ども・子育て会議の委員の項の次に次のように加える。

民間保育所等選定会議の委員	日額 8,000円	一般職の職員
医療的ケア児入所検討会議の委員	日額 8,000円	一般職の職員

別表農業委員会委員候補者選考会の委員の項の次に次のように加える。

農業振興地域整備促進協議会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
------------------	-----------	--------

別表第1（第2条—第5条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	つくば市名誉市民候補者選考委員会	つくば市名誉市民の候補者の選考に関する事。	10人以内	任命された日から当該任務に係る候補者の選考が終了するまで
	つくば市入札監視委員会	市が発注した工事等の入札及び契約手続における公正性の確保及び透明性の向上を図るために	7人以内	2年

	必要な事項の調査審議に関する こと。		
つくば市指定 管理者候補者 選定委員会	市が設置する公の施設の指定管 理者の候補者の選定に関する必 要な事項の審査に関すること。	15人以内	任命された 日からその 日が属する 年度の末日 まで
つくばスマー トシティ社会 実装トライア ル支援事業審 査委員会	つくばスマートシティ社会実装 トライアル支援事業についての 審査に関すること。	10人以内	任命された 日からその 日の属する 年度の翌年 度の末日ま で
アイラブつく ばまちづくり 補助事業審査 会	アイラブつくばまちづくり補助 事業についての審査に関するこ と。	18人以内	任命された 日からその 日の属する 年度の末日 まで
つくば市福祉 有償運送運営 協議会	福祉有償運送の必要性及び旅客 から収受する対価その他福祉有 償運送に関する事項についての 審議に関すること。	9人以内	3年
つくば市地域 密着型サービ ス等運営委員	介護保険法（平成9年法律第123 号）に規定する指定地域密着型サ ービス、指定地域密着型介護予防	10人以内	2年

会	サービス及び指定介護予防支援に係る事業者の指定並びにこれらのサービスに係る事項の審議に関すること。		
つくば市地域密着型サービス事業者等選定委員会	介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る事業者の選定に関すること。	7人以内	任命された日から当該任務に係る事業者の選定が終了するまで
つくば市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの入所措置の要否についての審査に関すること。	5人以内	2年
つくば市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センター及び地域包括ケアに関する必要な事項の審議に関すること。	15人以内	3年
つくば市民間保育所等選定会議	市内の民間の保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する必要な事項の審議に関すること。	10人以内	任命された日から当該任務に係る審議が終了するまで
つくば市医療	つくば市立保育所における医療	8人以内	1年

的ケア児入所 検討会議	的ケア児の入所に当たって必要 な事項の審議に関すること。		
つくば市農業 振興地域整備 促進協議会	農業振興地域整備促進事業に関 する必要な事項の審議に関する こと。	35人以内	2年

別表第2（第2条—第5条関係）

附属機関	所掌事務	定数	任期
受託者の選定 に係る委員会	市が発注する業務等に係る受託者の 選定及びこれに伴う事務についての 審査又は審議に関すること。	業務等ごと に7人以上	任命された日 から受託者が 選定される日 又はこれに伴 う事務が終了 する日まで

（提案理由）

附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

## つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

## （附則第3項関係）

改正後			改正前		
本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）			本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大規模事業評価委員会の委員	(略)	(略)	大規模事業評価委員会の委員	(略)	(略)
<u>名誉市民候補者選考委員会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
政治倫理審査会の委員	(略)	(略)	政治倫理審査会の委員	(略)	(略)
<u>入札監視委員会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			
<u>受託者の選定に係る委員会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			
<u>指定管理者候補者選定委員会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			
<u>つくばスマートシティ社会実装トライアル支援事業審査委員会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建設工事適正化対策審議会の委員	(略)	(略)	建設工事適正化対策審議会の委員	(略)	(略)
<u>アイラブつくばまちづくり補助事業審査会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
社会福祉審議会の委員	(略)	(略)	社会福祉審議会の委員	(略)	(略)
<u>福祉有償運送運営協議会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			
<u>地域密着型サービス等運営委員会の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>			



<u>員</u>		
<u>地域密着型サービス事業者等選定委員会</u> <u>の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>
<u>老人ホーム入所判定委員会</u> <u>の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>
<u>地域包括支援センター運営協議会</u> <u>の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>
子ども・子育て会議の委員	(略)	(略)
<u>民間保育所等選定会議</u> <u>の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>
<u>医療的ケア児入所検討会議</u> <u>の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>
(略)	(略)	(略)
農業委員会委員候補者選考会 の委員	(略)	(略)
<u>農業振興地域整備促進協議会</u> <u>の委員</u>	日額 8,000円	<u>一般職の職員</u>

子ども・子育て会議の委員	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
農業委員会委員候補者選考会 の委員	(略)	(略)